

◎新潟県告示第165号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成27年2月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
たがみの里居宅介護支援事業所	南蒲原郡田上町大字川船河甲898番地1	老人介護施設たがみの里居宅介護支援事業所	たがみの里居宅介護支援事業所	H27.1.1
たがみの里居宅介護支援事業所	南蒲原郡田上町大字川船河甲898番地1	南蒲原郡田上町大字川船河甲1052番1	南蒲原郡田上町大字川船河甲898番地1	H27.1.1